

東久留米市希望制指名競争入札実施要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市（以下「市」という。）が発注する契約に係る指名競争入札において事業者の入札参加意思を確認するために必要な事項を定めることにより、入札の透明性・公平性・競争性を高めることを目的とする。

(対象)

第2 市が発注する公共工事の契約案件のうち、次のいずれかに該当するものについて、事業者の入札参加意思を確認するために希望申込みを受けることができる。

- (1) 予定価格が3,000万円以上1億5,000万円未満のもの
- (2) 予定価格が3,000万円未満のもので、東久留米市指名業者選定委員会において希望申込みを受付けることとしたもの

(概要等の公表)

第3 希望申込みを受付ける契約案件の概要、入札参加資格及び申込方法等の公表は、その都度行うものとする。

(希望申込みの受付)

第4 希望申込みの受付期間は、公表の日から概ね5日間設けるものとする。ただし、工事内容や予定価格等に応じてその期間を延長することができる。

(入札参加者の選定及び追加選定)

第5 希望申込みを受付けた契約案件の入札参加者は、希望申込者の中から選定するものとする。ただし、希望申込者の中から選定した結果、入札参加者が2人未満となったときは、当該契約案件と同一の業種の入札参加資格を有する者の中から入札参加者を追加して選定することができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。

(東久留米市工事請負契約に係る希望制指名競争入札試行要領の廃止)

2 東久留米市工事請負契約に係る希望制指名競争入札試行要領は廃止する。

(東久留米市工事請負契約に係る希望制指名競争入札事務処理試行要領の廃止)

3 東久留米市工事請負契約に係る希望制指名競争入札事務処理試行要領は廃止する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成26年2月1日から施行する。